

# TaxFlash



## 保税地域のアップデート

保税地域 (*Kawasan Berikat*, 又は *KB*) の優遇措置は、輸出型企業、輸入代替品製造企業、川下産業を支援する企業、並びに航空・造船・鉄道・防衛産業の企業を対象に適用されます。その他の保税蔵置エリアとともに、保税地域は高品質な輸出製品を製造する国内産業の発展に貢献するものと期待されます。

2018 年 9 月 26 日、財務大臣は保税地域の新規則を規定する財務大臣規則 No.131/PMK.04/2018 (以下「PMK-131」) を公布し、当該規則は 2018 年 11 月 25 日から効力を生じます。PMK-131 により以下の条項は廃止されます。

- 保税地域に関する従来の財務大臣規則 No.147/PMK.04/2011 (財務大臣規則 No.120/PMK.04/2013 により改正済み)
- 物品税課税対象物品の蔵置、リリース及び輸送に関する財務大臣規則 No.226/PMK.04/2014 第 12 条パラグラフ(2)、(d) 項の 1 及び 5

PMK-131 で規定される主要な税制優遇措置は従来の財務大臣規則下で設けられた措置と類似しますが、PMK-131 は手続の簡素化と規制の簡便化が規定されています。従来の財務大臣規則では主に物品の種類により税制優遇措置の内容が異なりましたが、PMK-131 では物品の生産国と輸出先国に基づき税制優遇措置を区分しています。

## 登録

保税地域の許可証の付与、並びに保税地域管理者 (*Penyelenggara Kawasan Berikat*)、保税地域事業者 (*Pengusaha Kawasan Berikat merangkap Penyelenggara*)、及び保税地域内の事業者 (*Pengusaha Dalam Kawasan Berikat*, 又は *PDKB*) の決定の権限は税関総局長 (DGCE) から、地方税関事務所長又は税関主要事務所長に委譲されます。また、PMK-131 では保税地域関係の申請書提出に使用するオンライン・システムの導入を規定しています。このような簡素化により、登録プロセスの迅速化が期待されます。全ての許可証はいったん発行されれば、主要な保税地域のステータスが取り消されない限り有効です。これにより、許可証更新の手続が今後不要になり、企業にとっての利便性が向上するものと期待されます。

## 税制優遇措置

保稅地域の税制優遇措置は、保稅地域に出入りする物品の流れにより異なり、物品自体の性質に基づきます。税制優遇措置の一覧は以下の通りです。

### 1. 保稅地域への物品の流入:

保稅地域対象優遇措置	輸入に対する課税			現地引渡にかかる VAT/LST
	VAT/ LST/ 第 22 条所得税	輸入関税	物品税	
外国からの物品の輸入	NC	P	E	
以下のいずれかを経由する外国からの物品の輸入: a) その他の保稅蔵置エリア、又は b) その他の特区	NC	P	E	NC
付加価値税課税対象物品の関稅地域内のその他の場所 ( <i>Tempat Lain Dalam Daerah Pabean</i> 、又は <i>TLDDP</i> ) からの保稅地域への直接の持込み、又はその他の保稅蔵置エリア若しくはその他の特区を経由した保稅地域への持込み			E	NC


### 2. 保稅地域からの物品の流出:

保稅地域対象優遇措置	輸入に対する課税			現地引渡にかかる VAT/LST
	VAT/ LST/ 第 22 条所得税	輸入関税	物品税	
物品 (生産品を含む) の自由貿易地域への引渡し	NC	E	E	
その他の特区におけるさらなる使用のための物品の引渡し				対象外 (tidak dikenai PPN/ PPnBM)
TLDDP におけるさらなる使用を目的とした、外国からの物品の引渡し	√	√	√	√
TLDDP におけるさらなる使用を目的とした物品の引渡し (買手が関稅及び物品税優遇措置を享受する)		P/E	E	
ある TLDDP から持ち込まれた付加価値税課税対象物品の別の TLDDP への引渡し				√
廃棄物及び使用済み包装物の TLDDP への引渡し				免除 (dikecualikan dari kewajiban melunasi PPN/ PPnBM)
一定期間にわたり保稅地域に置かれ、以下に該当する資本財の TLDDP への引渡し: • 輸入税が納付されていない • 輸入時に関稅優遇措置の適用が認められている	E -	E E	E -	

NC = 不徴収

P = 延期

E = 免除

 = 当該規則では課税処理が明記されていない。この理由は、課税が適用されない (例えば、国内引渡しにおける輸入税の不適用)、又は課税処理がその他のプロセスに依存する (例えば、納税者が別の規則で規定されるその他の税制優遇措置を享受しているか否か) ためである。

生産品は前年の輸出価額及び/又はその他の保税地域/FTZ/その他の特区への売上額の 50%を上限として、国内で販売することができます。PDKB は、この基準値を超えることが予想される場合、税関事務所長の承認を求めることができます。実際の引渡し額が基準値を超える場合、罰則が課される可能性があります。

また、PMK-131では、税制優遇措置の他に、保税地域管理者とPDKBはバルク商品の引渡しの利便性及び下請けによる業務受託の利便性等に関する追加の優遇措置を享受できることが規定されています。

## 課税標準

税金の種類	計算の根拠
輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 物品の保税地域から TLDDP へのリリース時の販売価格に基づく関税価額</li> <li>• 物品の保税地域から TLDDP へのリリース時の物品の区分</li> <li>• 輸入通知時点の課税が登録されていること</li> </ul>
物品税	物品税規則に従う
PDMI	物品の保税地域から TLDDP へのリリース時の販売価格及び適用税率

納税義務発生時の課税標準の決定について、PMK-131 では課税標準の計算に関する共通認識を提供しています。これとは対照的に従来の規則では特定の物品/材料ごとに特定の計算方法が規定されていました。その他の変更点には、物品の保税地域への持込みではなく、物品の保税地域からのリリース時における関税価額と物品区分の適用が挙げられます。ただし、保税地域が特定の基準を満たす場合(即ち、信頼できる換算方法があり、取引が保税地域への持込み時に発生する場合)は例外が適用され、その場合、従来の方法(保税地域への持込み時の関税価額と物品区分による方法)が依然として適用可能です。

## 物品の適用範囲

物品の種類が別途規定されない限り、保税地域に持ち込まれる物品に対する税制優遇措置は一般的に以下の物品に適用されます。

- 以下の用途に使用される物品:
  - ✓ 原材料
  - ✓ 補助材料
  - ✓ 包装材及びその補助材料
  - ✓ サンプル品
  - ✓ 資本財
  - ✓ 燃料
  - ✓ 事務設備、及び/又は
  - ✓ 研究開発
- 生産品と組み合わせる完成品及び半製品
- 一時的リリースによる物品の再持込み
- 生産品の再持込み、及び/又は
- その他の保税地域の生産品

保税地域から持ち込まれる物品について、従来の規則では生産品と生産品の組み合わせのみが規定されていましたが、今回のPMK-131では物品は以下の形態をとることができると規定されています。

- 原材料及び/又は使用済み原材料(スクラップ)
- 補助材料及び/又は使用済み補助材料(スクラップ)
- 包装材及びその補助材料
- 完成品及び半製品
- サンプル品
- 資本財
- 事務設備
- 研究開発用品
- 生産プロセスで生じるスクラップ、及び/又は
- 使用済み包装材(スクラップ)及び包装材廃棄物

## 一時的リリース

PDKB が特定の目的で、一時的に物品及び/又は材料を海外、TLDDP、及び/又はその他の特区にリリースする場合、税金の納付義務は生じません。当該措置の範囲は、税関事務所長の承認を条件として、試験又は品質向上及びその他の目的における物品の一時的リリースにも拡大されます。PDKB は、その物品が一時的に TLDDP にリリースされる場合、承認を求める必要があり、承認期間における所定の期限を遵守する必要があります。下請契約については、期限はより柔軟に設定されており、合意内容に準拠します。一方で従来規則では期限は 60 日と規定されていました。物品が期限内に保税地域に再持ち込まれない場合、付加金及び/又は国内 VAT/LST が課される場合があります。

## セルフサービス

納税者の要請又は税関事務所長の職権に基づき、税関事務所長は、物品積み下ろし、蔵置、リリース及びその他の税関関連のサービスを含む、保税地域におけるオペレーションに関するセルフサービスの実施について、PDKB を任命することができます。PDKB は、税関電子システムを使用して、これらのセルフサービスの活動について報告しなければなりません。

## 関税評価の助言に関する新規則

2018 年 10 月 3 日、財務大臣は関税評価の助言に関する規則 No.134/PMK.04/2018(以下「PMK-134」)を公布し、当該規則は 2018 年 11 月 2 日に発効します。PMK-134 は関税法第 17 条 A 項の実施細則です。

関税評価の助言(アドバイス)は、取引価額に照らしても関税価額が算定できないケースにおいて、DGCE が取引価額から加減又は控除すべきコスト及び/又は価額に関する指針を提供し、輸入物品の関税地域からのリリースを加速化させる関税査定スキームを促進するために発行されます。

輸入業者は税関申告書を提出する前に、DGCE に対し関税評価アドバイス(根拠文書の提出を条件とする)を求めることができ、輸入関税申告書提出時にその承認を添付することができます。DGCE は(輸入業者からの申請受理から 10 営業日以内に)追加の情報提供を要求する場合があります。輸入業者はそれに対し 5 営業日以内に関連情報を提供しなければなりません。若しくは、DGCE は輸入業者に対し口頭での説明を要求する場合があります。輸入業者はこれに対し 3 営業日以内に説明を行わなければなりません。

申請が却下となった場合、DGCE は輸入業者からの申請受理の日から最大で 30 営業日以内に、輸入業者に対し却下の理由を添えてこれを通知します。申請が承認された場合、DGCE は、認定事業者(Authorised Economic Operator)について申請受理の日から最大で 30 営業日以内に関税評価アドバイスを発行し、その他の輸入業者については申請受理の日から 40 営業日以内に関税評価アドバイスを発行します。

同一物品・材料について新たなデータが追加される場合は、関税評価アドバイス発行日から 7 営業日以内にその修正を要請することができます(一回のみ)。関税評価結果が異なる場合、DGCE は新規の関税評価アドバイスを発行します(その場合、既に発行済みの関税評価アドバイスは取り消されます)。関税評価結果に変更がない場合、DGCE は通知を発行します。これらの決定は、その内容にかかわらず、修正要請が受理された日から 30 営業日以内に発行されます。

関税評価アドバイスは、それに記載される輸入取引条件が規定を満たす場合、発行日から 3 年間有効です。実際の輸入条件が異なったり、輸入関税計算の条件が変更され関税評価結果に影響が及ぶ場合には、関税評価アドバイスは無効又は取消となります。

## VAT/LST 優遇措置を享受する地熱産業の適用範囲のアップデート

2018 年 10 月 1 日、財務大臣は、輸入関税免除の対象であるために、輸入 VAT 及び/又は LST が徴収されない物品の一覧を更新する財務大臣規則 No.137/PMK.010/2018(以下「PMK-137」)を公布しました。探査及び開発活動に加えて、地熱利用のための物品輸入が当該一覧に追加されています。これにより、インドネシアにおける再生可能エネルギーの生産拡大が予想されます。

PMK-137 は 2018 年 10 月 31 日に発効し、財務大臣令 No.231/KMK.03/2001 の 6 度目の修正規則となります。

## Your PwC Indonesia contacts:

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Amit Sharma**  
amit.xz.sharma@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Dany Karim**  
dany.karim@id.pwc.com

**Deny Unardi**  
deny.unardi@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hanna Nggelan**  
hanna.nggelan@id.pwc.com

**Hasan Chandra**  
hasan.chandra@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Hisni Jesica**  
hisni.jesica@id.pwc.com

**Hyang Augustiana**  
hyang.augustiana@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Mohamad Hendriana**  
mohamad.hendriana@id.pwc.com

**Omar Abdulkadir**  
omar.abdulkadir@id.pwc.com

**Otto Sumaryoto**  
otto.sumaryoto@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Raemon Utama**  
raemon.utama@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryosuke R Seto**  
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sujadi Lee**  
sujadi.lee@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Turino Suyatman**  
turino.suyatman@id.pwc.com


**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

 [PwC Indonesia](#)

 [@PwC Indonesia](#)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [contact.us@id.pwc.com](mailto:contact.us@id.pwc.com)

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2018 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.